平成２５年（フ）第５１号
三重県志摩市浜島町浜島933番地３
破産者　亡松尾忠三郎相続財産
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
三重県志摩市志摩町和具4086番地
破産者　亡片山和久相続財産
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３９１号
神戸市長田区久保町10丁目５番５号
破産者　有限会社高昭住建
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５６号
神戸市北区有野町有野3919―１
破産者　株式会社タンポポ
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
佐賀県東松浦郡玄海町大字今村8105―13、登記簿上の本店所在地佐賀県東松浦郡玄海町大字今村6132番地
破産者　有限会社鶴田建設
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第５３号
青森県十和田市元町東５丁目３番１号
破産者　有限会社ソフトウェアサービス
１　決定年月日　平成25年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第７号
秋田県横手市十文字町西原二番町14番地
破産者　有限会社飯塚商店
１　決定年月日　平成25年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１０９１号
神奈川県平塚市南金目887番地
破産者　株式会社とうふ三河屋
１　決定年月日　平成25年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７０号
岐阜県中津川市苗木3801番地の29、開始決定時の住所岐阜県中津川市駒場1538番地の18
破産者　南端喜久男
１　決定年月日　平成25年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第５２号
静岡県富士宮市外神東町11番地
破産者　有限会社イツキプロダクツ
１　決定年月日　平成25年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１３９号
香川県高松市木太町2382番地
破産者　株式会社システムサンズ
１　決定年月日　平成25年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２号
神奈川県平塚市岡崎5881―５　バードヒルズみどりが丘Ｄ―102号、住民票上の住所神奈川県伊勢原市下落合616番地の６
破産者　清川　行男
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５８号
奈良県橿原市山之坊町429番地の６　シティ橿原102号、前住所奈良県橿原市出合町92番地の12
破産者　坂口　文子
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
愛媛県四国中央市金生町下分1330番地医療法人明生会ハートケアタウン陽だまり、住民票上の住所愛媛県四国中央市金生町下分1999番地３、前住所愛媛県四国中央市金生町下分1464番地
破産者　西川　勝敏
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４２号
愛媛県四国中央市金生町下分2000番地の３
破産者　西川　尚武
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４３号
愛媛県四国中央市上分町３番地３、住民票上の住所愛媛県四国中央市金生町下分1464番地
破産者　西川　幹夫
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４４号
愛媛県四国中央市川之江町895番地92　スターハイツ102号、前住所愛媛県四国中央市金生町下分1464番地
破産者　西川　郁夫
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第４４号
福岡県久留米市国分町824番地２、開始決定時の住所福岡県久留米市国分町875番地24
破産者　大庭　寛一
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６１０号
北海道浦河郡浦河町浜町33番地
破産者　山岸　和男
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部